

広島県企業局告示第三号

福山市と広島県との間における公共下水道の汚泥の処理に関する事務の事務委託に関する規約（平成二十七年十二月一日施行）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行した。

令和元年五月二十三日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

第四条中「広島県流域下水道事業費特別会計」を「広島県流域下水道事業会計」に改めた。